

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

年俸制職員の給与に関する細則

細則第 8 号
2024 年 4 月 13 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」とする）の年俸制による賃金について定める。

2 この規程において「年俸制」とは、職員の業績、目標達成度などの評価に応じて、賃金を年単位で決定する制度をいう。

(適用対象者)

第 2 条 本会は、職員のうち、事務局次長以上の役職者（労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する者に限る）並びに各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとについて、年俸制を適用することができる。

(対象期間)

第 3 条 年俸制の対象期間は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 2 章 年俸額の決定

(年俸の構成)

第 4 条 年俸は、基本年俸と業績年俸によって構成する。

(基本年俸)

第 5 条 基本年俸は、当年に担当する職務の内容（遂行の困難さ、責任の重さ）、職務上の役割、業務遂行能力、勤務態度などを総合的に評価して決定する。

(業績年俸) 賞与に相当

第 6 条 業績年俸は、前年における従業員の目標の達成度、および本会の業績への貢献度などを総合的に評価して決定する。

(年俸の支払日および支払方法)

第 7 条 年俸の支払日および支払方法は、次のとおりとする。

一、基本年俸…12 等分した額を、毎月 20 日に支払う。

二、業績年俸…2 等分した額を、毎年 6 月と 12 月の賞与支給日（6 月 30 日と 12 月 10 日）に支払う。ただし、支給日に在籍していない従業員には支払わない。また、採用後 1 年間は支給しない。

第 3 章 年俸額の更改

(年俸額の更改)

第 8 条 年俸制を適用する職員の年俸額の更改は、毎年 4 月 1 日に実施する。原則として年俸契約期間満了日の 1 ヶ月前までに行う。年俸更改は本会と職員が個別に面接を行い、年度の評価と次年度の業務内容、役割等について確認を行ったうえで、新たに賃金契約を締結することにより決定する。

2 年俸額の更改は、原則として、次のとおり行う。ただし、本会の業績その他の個別事情によって、所要の調整を行うことがある。

一、基本年俸の改訂による増額は、前年の基本年俸の 30%を限度とする。

二、基本年俸の改訂による減額は、前年の基本年俸の 20%を限度とする

3 本会は、年俸額を更改したときは、遅滞なく本人に書面で通知する。

4 年俸額の更改は、原則として会長が決定するが、決定に不服のある職員は、会長に対して協議を申し入れることができる。この場合において、会長は当該協議の内容を踏まえ、最終的に年俸額を決定する。

(昇格または降格による年俸額の更改)

第9条 前条に関わらず、対象期間の途中において、昇格または降格の辞令が発令された場合（懲戒処分による降格を含む）には、必要に応じて年俸額の更改を行うことがある。

第4章 その他の賃金および賃金の計算方法

(諸手当)

第10条 年俸制が適用される従業員であっても、年俸の他、通勤手当を支給する。

(割増賃金)

第11条 年俸制の適用者が、労働基準法第41条に定める管理監督者に該当する場合は、時間外労働および休日労働に対する割増賃金は支給しない。

(欠勤控除)

第12条 本会は、年俸制が適用される従業員の欠勤が引き続き15日（本会の休日を含む）を超えたときは、15日を単位として、基本年俸の24分の1を減額する。

2 本会は、従業員が1年のすべてを欠勤したときは、基本年俸および業績年俸とも支払わない。

欠勤控除額＝月例基本年俸（※）÷当該計算期間の所定労働日数×欠勤日数

（※）月例基本年俸＝基本年俸÷12

第5章 退職時の取り扱い

(退職等の取扱い)

第13条 従業員が対象期間における月の途中で退職、解雇、休職となったときは、当該月の基本年俸は、その月の所定労働日数を基準とした日割計算により支払うものとし、翌月以降の残余の基本年俸は支払わない。

2 昇格、降格、異動等により、対象期間における月の途中で年俸額が変更となったときは、当該月の基本年俸は前項のとおり日割計算により支払い、翌月以降は変更された基本年俸を基準として支払う。

附 則

この細則は、2024年4月13日から施行し、2024年4月1日から適用する。